

【目次】

・平成22年度通常総会終了

……1ページ

・適格消費者団体認定記念シンポジウム

……2・3ページ

・平成22年度第1回公開セミナー
・会費納入のお願い
・他団体の動き
・編集後記

……4ページ

平成22年度通常総会終了

平成22年5月8日(土)、札幌エルプラザにおいて平成22年度の通常総会が開かれました。

出席 31名
書面議決書提出 85名
委任状提出 25名

個人正会員 177名
のうち 141名の出席



議長に竹之内洋人氏(弁護士)を選出し、議事に入る前に北海道環境生活部くらし安全局 中西 猛雄局長の祝辞、消費者庁長官の内田俊一氏からのメッセージが披露されました。

また、総会での初めての議事内容とし、適格消費者団体認定後第3者による調査が実施され、その報告書が総会当日資料として配布されました。

それに従って、調査人の中坪 正芳 税理士から調査の説明があり、適格消費者団体としての責任の重さを実感した中身でありました。

- 第1号議案 平成21年度事業報告承認の件
- 第2号議案 平成21年決算報告及び会計監査報告承認の件
- 第3号議案 繰越金処分(案)承認の件
- 第4号議案 平成22年度事業計画(案)承認の件
- 第5号議案 平成22年度事業予算(案)承認の件
- 第6号議案 役員選任の件
- 第7号議案 その他

以上の議案はすべて承認され、続けて、役員任期満了にともなう、重任及び新任理事・監事の選任が承認され、あらたな理事会体制での活動が開始されることになりました。

全ての議事が終了し新任の玉堀 ひろ子監事より、これからの抱負についての挨拶があり、最後に閉会の辞を事務局より宣し、平成22年度通常総会を終了しました。



地方における 消費者行政充実のための 課題と提案

消費者支援ネット北海道は適格消費者団体認定を記念し、平成22年4月17日(土)に適格消費者団体適格消費者団体認定記念シンポジウム「地方における消費者行政充実のための課題と提案」を開催しました。

当日の参加者は約80名を超えて集まり、熱心に聞き入っていました。また、感想の提出をお願いしたところ、多くの方にご協力いただきました



挨拶する、瀬川
信久ホクネット
理事長



第1部基調講演

「消費者委員会が目指すもの」と題し、松本恒雄氏(一橋大学法科大学院長、内閣府消費者委員会委員長)にお話いただきました。

第2部パネルディスカッション

1時間30分という短い時間でしたが、3人のパネラーからそれぞれの立場での現状報告と課題や要望がだされました。

また、会場からの発言では消費者団体としての活動報告と、地方消費者行政活性化基金についての3年限定ではなく、長期的に利用できる基金として欲しいとの要望などがだされました。

参加者からは「集团的消費者被害救済制度について検討されているが、民主党案が立法化されるのか。適格消費者団体の財政的支援になるのか聞きたい。」といった質問も出されました。



コーディネーター
向田 直範 氏
(ホクネット理事・
北海学園大学法学
部長)



会場で発言された左から

渋谷 絢子 氏 (社)札幌消費者協会会長

吉村 正 氏 北海道労働金庫お客様相談室長

橋本 智子 氏 (社)北海道消費者協会会長



パネラー
渡辺 三省 氏
(札幌市消費者センター所長)
札幌市消費者センターの現状、地方自治体と国との関係、今後についてなどを提案。



パネラー
道尻 豊 氏
(ホクネット理事・弁護士)
消費者被害の未然防止には、啓発が重要だが消費者行政の予算が限られており、行政措置も少人数で対応している。もっといろいろな素材を活用できないものか。例えば、適格消費者団体の財政的裏づけをし、もっと活用するなど。

パネラー
中西 猛雄 氏
(北海道環境生活部くらし安全局長)
北海道庁の組織の機構改革を行い、4月から組織を変え消費者安全課を新設し、人員を増やした。
北海道消費者協会と両輪で消費者行政を推進してきた。



パネラー
松本 恒雄 氏
基調講演に引き続きパネラーとしても参加。



シンポジウムに参加して

道尻 豊 札幌弁護士会消費者保護委員会委員長

本シンポジウムは、「地方における消費者行政充実のための課題と提案」をテーマに4月17日に行われ、私は、後半のパネルディスカッションにパネリストとして参加しました。

近年、縮小・弱体化が指摘されていた地方消費者行政ですが、北海道と札幌市からは行政組織上の改革や相談体制の充実、新たな啓発事業などに積極的に取り組んでいる状況が報告され、やはり昨年度からの「消費者行政活性化基金」の影響が大きいと感じました。しかし、よく指摘されるように「研修費、広報費等に片寄っており、相談窓口の増員や拡充はあまり実現されていない」といった感は否定できず、国の更なる取り組みが期待されるところです。私からは、消費者教育や啓発に一層力を入れるべきであり、ホクネットや弁護士会のような専門家をもっと活用できないかという意見を述べました。

前半の講演に引き続きパネリストもされた内閣府消費者委員会の松本恒雄委員長から、今後の検討スケジュールについて説明がありましたが、同委員会の「地方消費者行政専門調査会」が4月28日から始まって、来年3月までに提言を取りまとめる予定であり、今後の動きが注目されます。



5月8日、通常総会終了の後「消費者法と消費者団体」というテーマで今年度1回目となる公開セミナーが開催され、30名あまりの方が参加しました。

お話いただいた高橋義明氏は内閣府国民生活局総務課調査室長として、国民生活白書の作成に中心的な役割を果たし、OECD(経済協力開発機構)消費者政策事務局にも勤務した経験を持つ方で現在は、内閣府経済社会総合研究所主任研究官(経済社会システム総括担当企画官兼任)としてご活躍されています。



講師の高橋義明氏



会場からもさまざまな質問がありました

消費者団体の役割について、海外、日本それぞれにおける実態と比較しての違いなどを具体的に説明していただくことができ、大変参考になったという感想が聞かれました。

質疑応答も活発に行われ専門的な内容でしたが皆さん熱心に聞き入っていました。

会費納入のお願い

平成22年度の会費を納めていただく時期になりました。

すでに会員の皆様にはご案内をし、郵便振込用紙もお届けしておりますので、ご確認いただき、未納の方はなるべく早く納入くださるようお願いいたします。

また、諸変更(口数、住所、電話番号など)がありましたら必ず事務局までご連絡ください。

<他団体の動き>

規約条項差し止め請求！！

—埼玉消費者被害をなくす会—

着物の販売、レンタル業者に対し着物レンタル契約時のキャンセルに関する条項の使用差し止めを求め、提訴。関西以外では初。

訴状では、不当なキャンセル料により顧客は、「やむを得ず契約を維持せざるを得ない状況に陥っている」とし、高額なキャンセル料で契約を縛る業界慣例の問題点を指摘している。

《 編集後記 》

事務所の窓から見えるアカシアの花は今、ちょうど満開。この間までは桜がきれいでした。ふと窓から眺める外の風景も、しっかりと季節の移り変わりを教えてくれています。だけど次は何の花だったかしら？去年は・・・？何気なく見ているせいでしょうか。それとも記憶力の低下が原因？もっとゆとりのある生活を送ることも大切かも。(K.T)



適格消費者団体

NPO 法人 消費者支援ネット北海道
(愛称:ホクネット)

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目

ほくろうビル4F

TEL: 011-221-5884

FAX: 011-221-5887

E-MAIL

Info_hokkaido@hocnet1222.jp

URL

<http://www.e-hocnet.info/>